

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成２９年８月３１日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき、（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価方法書について、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第３項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：福島県双葉郡川内村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大４７，６００kW

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成２８年 ２月 １日
環境大臣意見受理	平成２８年 ３月３１日
経済産業大臣意見発出	平成２８年 ４月１５日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成２９年 ３月 ６日
住民意見の概要等受理	平成２９年 ６月１４日
福島県知事意見受理	平成２９年 ８月１０日
経済産業大臣勧告発出	平成２９年 ８月３１日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

J R東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

対象事業実施区域及びその周辺の林床の土壌等に含まれる放射性物質について調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)